



# 熊本県公報

号外 第44号  
平成20年10月16日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則  
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
- 告 示  
○収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)の名称及び位置の  
一部改正…………… (会計課) 1
- 熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要  
領の一部改正…………… ( 〃 ) 1
- 訓 令  
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の  
一部を改正する訓令…………… (会計課) 2

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第58号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。  
第18条中「、収納代理金融機関」を「及び収納代理金融機関」に改め、「郵便局をい  
う。)」の次に「(第19条の2において「郵便貯金銀行の営業所等」という。)」を加  
える。  
第19条の次に次の1条を加える。  
(払込取扱票による収納)  
第19条の2 歳入徴収者は、別に指定する歳入を郵便貯金銀行の営業所等において収納  
しようとするときは、払込取扱票を発行しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第909号の2

平成10年1月7日熊本県告示第1号(収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。))の  
名称及び位置)の一部を次のように改め、平成20年10月16日から施行する。  
平成20年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)の名称及び位置の表備考2中「特別徴収」  
の次に「及び地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の規定による  
改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号に規定する県  
に対する寄附金(以下「ふるさとくまもと応援寄附金」という。)」を、同表備考3中「県  
税」の次に「、ふるさとくまもと応援寄附金」を加える。

### 熊本県告示第909号の3

熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部を改正する要領  
を次のように定める。  
平成20年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部を改正する  
要領  
熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領(平成10年熊本県告  
示第168号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県税」の次に「、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する県に対する寄附金（以下「ふるさとくまもと応援寄附金」という。）」を加える。

別表収納店の欄中「特別徴収」の次に「及びふるさとくまもと応援寄附金」を加える。

附 則

この要領は、平成20年10月16日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第50号

本庁各 部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
出 教 育 納 各 局  
教 事 委 庁 会 事 務 課  
人 事 員 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 員 会 本 事 務 局  
警 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令（昭和60年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

納入通知書	別記第4号様式	第16条から第
返納通知書	別記第5号様式	第20条及び第

19条まで、第22条、第25条、第99条及び第132条  
56条

「

納入通知書
払込取扱票
返納通知書

を

」

	別記第4号様式	第16条から第19条まで、第22条、第25
	別記第4号の2様式	第19条の2
	別記第5号様式	第20条及び第56条

条、第99条及び第132条

に改める。

」

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号の2様式

( 表 面 )

07	福岡	払込取扱票 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</span>										払込料金 加入者負担																	
口座記号番号												金額		千		百		十		万		千		百		十		円	
加入者名	熊 本 県										備考																		
ご依頼人	ただし										日 附 印		様																
	住所																												
	氏名																												
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 福振公 第 号)												切り取らないでお出しください。																	
これより下部には何も記入しないでください。																													

  

振替払込請求書兼受領書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</span>																				
口座記号番号												払込料金 加入者負担								
加入者名	熊 本 県										備考									
ご依頼人	ただし										日 附 印		様							
	住所																			
	氏名																			
この受領証は、大切に保管してください。																				

( 裏 面 )

<p>(ご注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。</li> <li>・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。</li> <li>・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。</li> <li>・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。</li> <li>・この受領書は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">表面の金額を熊本県収納代理金融機関として領収しました。</p> </div>	<p style="font-size: small;">この場所には、何も記載しないでください。</p>
---	---

附 則  
この訓令は、平成20年10月16日から施行する。